

「販売預託」は原則禁止!!

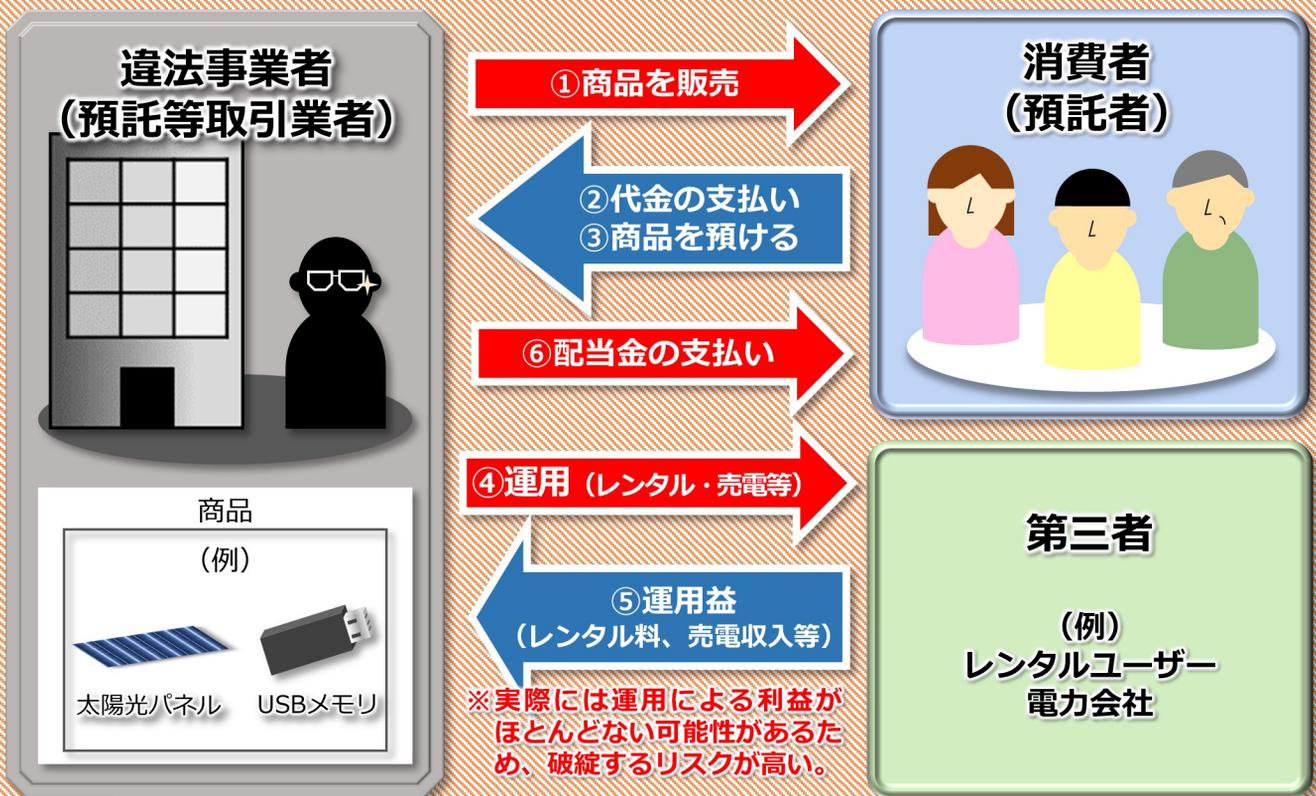
違法な「販売預託商法」にご注意を!!

販売預託とは？

下図のように、①事業者が高額な商品を販売して、②消費者が代金を支払うとともに、③事業者はその商品を預けて、④預かった商品を事業者が運用(第三者に貸し出すなど)することで⑤利益を発生させ、⑥その利益の一部(配当金)を消費者に還元するなどとする取引を指します。

しかしながら、こういった取引は、**実際には「配当金が予定よりも支払われない」といったトラブルが発生**していることから、預託等取引に関する法律(預託法)等により、厳格に規制されています。

このことから、販売預託に関して消費者の方々を知っていただきたい内容を裏面にも掲載していますのでご覧ください。



ご自身が契約した取引が販売預託に該当する可能性があるかについては、右記QRコードのウェブサイトに掲載している「販売預託該当性チェックシート」により簡易的に確認することができます。

消費者庁ウェブサイト



消費者の方々に知っていただきたい ≡ 3つのポイント ≡

ポイント① 販売預託は原則禁止!!

販売預託は、大規模な被害が発生していたことから、令和4年6月1日に施行された改正預託法により、あらゆる物品等^(※1)を対象として、**原則禁止^(※2)**となりました。

過去には以下のような大規模な被害が発生しています。

● 豊田商事事件（金地金） ● 安愚楽牧場事件（和牛） ● ジャパンライフ事件（磁気治療機器）

「**年利〇%で必ずもうかる**」などの

ポイント② おいしい話にはご注意を!!

高利率・高配当や元本保証をうたって勧誘を受けたとしても、**必ずもうかる、楽しんで稼げる**ということはありません！

「おいしい話」を持ち掛けられても、うのみにせず、勧誘を断って契約しないように注意しましょう。

ポイント③ 違法な販売預託は 直ちに契約無効!!

万が一契約してしまっても、**原則禁止である販売預託の契約は無効^(※3)**になります。販売預託のような契約について困ったら、まずは**188**に電話して相談しましょう。

※1 物品及び特定権利が対象です。特定権利とは、ゴルフ場の利用権等の施設の利用に関する権利、物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利をいいます。

※2 内閣総理大臣(消費者庁)の確認を受けた場合を除き、勧誘及び契約の締結をすることを禁止するものです(令和5年3月27日時点において、内閣総理大臣(消費者庁)の確認を受けた事業者は存在しません)。

※3 令和4年6月1日以降に契約の締結又は契約の更新をしたものであって、内閣総理大臣(消費者庁)の確認を受けていない契約に限ります。

